構造改革特別区域基本方針の一部変更について

平成28年3月22日 閣 議 決 定

構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第3条第4項の規定に基づき、構造 改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定)の一部を次のように変更する。

- 2. (2) ① ii) ア) 中「(以下「内閣官房」という。)」を削り、「内閣官房」を「内閣府」に改める。
 - 2. (2) ① ii) イ) から4. までの規定中「内閣官房」を「内閣府」に改める。
 - 3. (1) 中「(以下「内閣府」という。)」及び「内閣府と連携し、」を削る。

別表1第934号及び第1013号を削り、第939号の次に別紙1の1号を加える。

別表 2 中「別表 1 の番号」を「番号」に改め、同表第934号及び第1013号をそれぞれ別紙 2 のように改める。

附 則

この基本方針の変更は平成28年4月1日から施行する。ただし、別表1及び別表2の変更規定(同表第934号の変更規定を除く。)は、閣議決定の日から施行する。

別紙1

番号	940
特定事業の名称	「シニア・ハローワーク」の設置による高年齢者等に対する重点的な就職支援の実施
措置区分	通達
特例措置を講ず べき法令等の名 称及び条項	なし
特例措置を講ず べき法令等の現 行規定	なし
特例措置の内容	地方公共団体が、その設定する特区内において、高年齢者等に対する重点的な就職支援を実施することが必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、都道府県労働局が地方公共団体と連携して当該業務を実施する「シニア・ハローワーク」を設置することができるものとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い 必要となる手続き	特になし

別紙2

注)「市町村」には、特別区を含む。

亚口	杜中市光のタサ	#FC-+N-17-11-11-0-11-12-0-1	全部/	人団展開の中生中 帝		中作は世	
番号	特定事業の名称 	特区における規制の特例措置の内容	一部	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
201 宅介護事		障害者又は障害児が、近隣において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく自立訓練等を利用することが困難な場合に、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用することを可能とする。	全部	基準該当生活介護に限り、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国 展開を行う。		平成22年6月 1日実施 (措置済)	厚生労働省
	指定小規模多機能型居	障害者又は障害児が、近隣において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく自立訓練等を利用することが困難な場合に、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用することを可能とする。		基準該当短期入所について、特区における 規制の特例措置の内容・要件のとおり、全 国展開を行う。	厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項は 定する省令の特例に関サる省合の適用を受け及び表第主要を定める法 特定事者自立支援法にとの 指置下では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	平成23年6月 1日実施 (措置済)	厚生労働省
	業	障害者又は障害児が、近隣において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく自立訓練等を利用することが困難な場合に、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用することを可能とする。		基準該当児童発達支援及び基準該当放課後 等デイサービスについて、特区における規 制の特例措置の内容・要件のとおり、全国 展開を行う。	障害者の日常生活及び社会 生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害 福祉サービスの事業等の人 員、設備及び運営に関する 基準等の一部を改正する省 令(平成25年厚生労働省令 第90号)	平成25年10 月1日実施 (措置済)	厚生労働省
		居間及び食堂の面積、職員数について指導多機能型居宅介護の利用者数と障理、小規模多機能型居者数の有貨数で「設定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」を満たすこと、介護事者による指定小規模多機能型居宅介護事代を受けた方公共であることが、地方の構造改革特別として、小規模多機能可以ることを管害者が利用できるようにする。		る障害者受入事業について、特区における	障害者の日常生活及び社会 生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障の 福祉サービスの事業等の人 員、設備及び運営に関する 基準等の一部を改正する省 令(平成28年厚生労働省令 第6号)	平成28年4月 1日実施 (措置済)	厚生労働省

注)「市町村」には、特別区を含む。

番号	特定事業の名称	特区における規制の特例措置の内容	全部/	全国展開の実施内容	全国展開を実施する法令等	実施時期	所管省庁
1013	農業関連事業普及指導員任用事業	本語のでは、 本語のでは、 本語のでは、 本語のでは、 本語のでは、 本語のでは、 本語のでは、 本語のでは、 、ことのでは、 、ことの当をと当)域に、 、ことの当をと当)域に、 、ことの当をと当)域に、 、ことの当をと当)域に、 、ことの当をと当)域に、 、ことの当なが、 、ことのものは、 、ことのものに、 、ことのものに、 、ことのは、 、ことのは、 、ことのは、 、ことのに、 、こと		行体にありる規制の特別指直の内容・安件 のトセルー 全国展問を行う		平成27年12 月18日施行 (措置済)	農林水産省